

国不参第50号

令和5年11月13日

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 会長殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官

(公印省略)

障害者差別解消法の改正に伴う改正国土交通省所管事業における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の周知について（依頼）

日頃より国土交通省行政の推進に格別の御配慮、御協力をいただき、御礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）について、差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けること等を内容とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が令和3年6月に公布され、令和6年4月に施行されます。また、同改正に伴い、障害者差別解消法に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）についても、令和5年3月に改正されました。

国土交通省では、本基本方針の改定を踏まえ、障害者差別解消法の規定に基づき主務大臣が策定する事業者向けの対応指針（「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「対応指針」という。）」）につきまして、事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換の結果を基に、別添のとおり対応指針の改正を行い、令和5年11月2日に公表いたしました。

本改正により、対応指針（別紙）【不動産業指針】については、改正法及び基本方針の改訂を踏まえ、合理的配慮の提供事例を拡充する等の改正を行い、また、対象事業に不動産管理業（マンション管理業、住宅宿泊管理業、賃貸住宅管理業及び特定転貸事業）を追加する等の改正が行われております。

つきましては、貴職におかれましても、改正対応指針を踏まえ適切にご対応いただきたく、貴団体加盟の会員に対し、更なる普及・啓発の取組を行っていただきますようお願いいたします。

なお、内閣府による障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイト（<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>）において、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例を提供しているため、参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上